

犬山市と名古屋工業大学の相互友好協力協定書

犬山市と名古屋工業大学は、相互の発展のため、産業、文化、教育、学術の分野で協力するために協定を締結する。

1 両者は、次の事項について協力する。

- (1) 産業振興に向けての産学官連携の推進
- (2) 情報化に関する諸課題への対応
- (3) 環境や福祉に関する諸課題への対応
- (4) 生涯学習に関する諸課題への対応
- (5) 学生の課外活動、インターンシップ等による地域との交流
- (6) その他

協力の形式、協力による成果の利用条件等については、両者間で協議するものとする。

2 この協定は、両者の代表が署名した日に発効し、1年間に限り有効とする。ただし、犬山市及び名古屋工業大学から異議の申し立てがない場合は、1年ごとに自動的に更新される。

本協定は、2通作成され、いずれも正文である。

平成16年7月28日

犬山市長

石田秀弘



平成16年7月28日

名古屋工業大学長

松井信行

